輸血の方針について

【基本方針】

信仰上の理由等により輸血を拒否される患者さんへ当院では輸血拒否のある患者さんには、以下のように対応いたします。

すべての手術、出血する可能性のある検査や治療においては、輸血の可能性があります。輸血を回避できるように最善の努力をしますが、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合は、信仰上の理由等により輸血を拒否される患者さんに対しても、輸血を実施します（相対的無輸血の方針）。

当院では、絶対的無輸血を求める免責証明書は受け取りません（絶対的無輸血の拒否）。免責証明書が提示されたとしても、当院では上記方針にしたがって対応しますので、信仰上の理由等により輸血を拒否される患者さんに輸血を必要とする治療が行われる可能性がある場合は、治療を行わず転院をお勧めいたします。

以上の方針は、患者さんの意識の有無、成人と未成人の別に関わらず適用します。

【相対的無輸血治療】

患者さんの意思を尊重して可能か限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血を行うという立場・考え方。

【絶対的無輸血治療】

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方

JCHO 湯河原病院
病院長